

稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事に関する要求水準書

1. 要求水準書の意義

要求水準書は、稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事に係る公募型プロポーザルの参加事業者に求める提案の前提条件とする要求水準を示すものである。

公募型プロポーザル参加者は、要求水準書に明記されている事項に留意し、本件設計及び工事に関する提案を行うものとする。

2. 工事等の概要

(1) 工 事 名 稲吉ふれあい公園遊具撤去及び整備工事

(2) 工 事 場 所 稲吉ふれあい公園内

かすみがうら市稲吉4丁目3685番地

(3) 施設の配置エリア

稲吉ふれあい公園内の既存遊具(コンビネーション)の設置箇所に配置すること。

(4) 工事等の内容

①実施設計一式(金入り設計書、設計図面等の成果品の提出含む)

②遊具撤去及び設置工事(土工・基礎含む)一式

③その他安全対策等付帯工事(案内板・安全柵等)一式

※次の契約上限金額の範囲内で、公園利用者の利便性向上に寄与する実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

(5) 契約上限金額 6,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)

(6) 工 期 契約日の翌日から令和8年3月16日(月)まで

3. 要求水準

(1) 既存遊具一式(コンビネーション(基礎を含む))の撤去処分を行うこと。

(2) 子どもたちの好奇心を刺激することで体力向上や運動能力の発達に大きな効果をもたらす遊具を配置し、既存遊具(コンビネーション)と同等のものとする。

(3) 滑降系の遊具を確保し、同時に複数人が利用できる規模とする。また、既設遊具(傘型のぼり棒、鉄棒、ノリノリポニー)との安全領域を確保すること。

- (4) 利用対象年齢は、幼児用（3歳から6歳）を基準とすること。
- (5) 遊具の見えやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付すること。
- (6) 遊具の使用期間が長寿命化するように、屋外使用に耐えうる構造かつ耐久性、耐食性に優れたものにすること。また、遊具の仕様によっては夏場の遊びを考慮し、遮熱塗装を施すこと。
- (7) 遊具は、維持管理（交換・修理）がしやすい材質・構造とし、木製は不可とすること。
- (8) 遊具における遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切な位置に配置し、安全性に配慮すること。また、新設する遊具にはセーフティーマット等の必要な安全施設を設置すること。
- (9) 遊具及び関連構造物においては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）を満たすものであること。
- (10) 遊具の配色・デザインについては、親しみや愛着を持つことができ、稲吉ふれあい公園になじむ色合いにすること。
- (11) 請負者において、遊具設置完成後の2年間は保証期間として無償で修繕等を行うこと。また、生産物賠償責任保険に加入していること。

4. 施工条件

(1) 施工時間帯

原則として、8時30分から17時00分まで（土・日・祝祭日を除く。）
（ただし、公園管理者が認める場合は、この限りでない。）

(2) 共通仕様

国土交通省公園緑地工事共通仕様書（令和7年5月）、国土交通省公共建築工事標準仕様書（令和7年4月）等に準じて施工すること。

(3) 建設副産物

現場から発生する建設副産物については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）を遵守し、適正に処分すること。

(4) 安全管理

開園している公園内の工事であり、来園者の安全を第一とすること。

5. 市提供資料

(1) 位置図（資料1）

(2) 配置図（資料2）

(3) 現況写真（資料3）

※ その他必要となる書類等がある場合には、事業担当課へ申し出ること。